

再編整備に係る計画等がある都道府県の適正規模の基準等（全日制）について

■調査結果の概要（平成24年12月時点）

- ・ 47都道府県のうち、現在、再編整備に係る計画がある団体は33団体
- ・ 33団体のうち、適正規模又は望ましい規模を1学年4～8学級としている団体は24団体
- ・ 33団体のうち、募集停止の基準等を定めている団体（有無の欄が「○」）が10団体、募集停止を検討する基準等を定めている団体（同「△」）が18団体、募集停止の基準等に関する記述がない団体（同「－」）が5団体

都道府県	適正規模の基準 (全日制)	募集停止の基準等（全日制）	
		有無	基準等の内容
北海道	1学年4～8学級	△	第1学年3学級以下の高校は、原則として、再編整備 ・第1学年3学級の高校 望ましい学校規模となるよう近隣高校との再編 ・第1学年2学級以下の高校 第1学年2学級以下の高校（離島にある高校等を除く。）については、原則として、通学区域における中学校卒業生数の状況、学校規模、募集定員に対する欠員の状況、地元からの進学率、通学区域内における同一学科の設置状況などを総合的に勘案し、順次、再編整備 ただし、地理的状況等から再編が困難で、かつ地元からの進学率が高い場合は地域キャンパス校化等（詳細は添付資料「新たな高校教育に関する指針概要版」第6章 全日制課程の配置を参照願います）
青森県	・青森市、弘前市及び八戸市の普通高校は、1学年6学級以上 ・そのほかの全ての高校は4学級以上	△	① 基本的な考え方 ア 望ましい学校規模になるよう6地区（東青・西北・中南・上北・下北・三八）ごとに、中学校卒業予定者数の推移、社会や生徒のニーズに対応した普通科等・職業学科・総合学科の割合という観点から計画的に統合等を進めます。 イ 既存の1学年1学級規模の校舎制導入校については、計画的に募集停止します。 ウ 本県の産業動向や地域が求める人材育成等に対応した学校配置を進めます。 ② 地区ごとの学校配置 ア 各地区の普通科等・職業学科・総合学科の配置割合は、これまで地域の産業構造の特性や学科設置の経緯などにより異なっていることについて十分に配慮します。 イ 他の学校へ通学することが困難である場合などは、地区の事情による柔軟な学校配置等にも配慮します。 ウ 統合については、同じ分野の高校（普通高校と普通高校、農業高校と農業高校、工業高校と工業高校など）を優先して進めます。
宮城県	－	○	① 本校の再編基準 平成22年度以降において、2年間連続して、全学年の在籍生徒数※が、収容定員の3分の2未満であり、かつ160人に満たない場合 ② 分校の再編基準 a 平成22年度以降において、2年間連続して、全学年の在籍生徒数※が、収容定員の3分の2未満であり、かつ80人に満たない場合 b 平成22年度以降において、過去2年間連続して、分校所在市町村※の中学校からの入学者数が、当該中学校卒業生数※のうち、4分の1未満である場合 ※ 在籍生徒数は、学校基本調査における各年5月1日現在の数とする。 ※ 分校所在市町村とは、平成21年4月時点の市町村の区域とする。 ※ 当該中学校卒業生数とは、当該中学校の卒業生数のうち、高等学校へ進学した生徒数とする。
秋田県	1学年4～8学級	△	・1学年2学級規模で存続している学校において、入学者数が募集人員の3分の2以下の状態が2年間続いた場合、学校や地域の実情を考慮した上で、分校（キャンパス）化や統合、募集停止等を検討する。 ・分校においては、入学者数が募集人員の3分の2（23人）以下の状態が2年間続いた場合、募集停止等を検討する。
山形県	1学年4～8学級	○	・1学年当たり2学級規模の学校で、入学者が入学定員の3分の2に満たない年度が2回になった場合は、原則としてその翌年度から入学定員を1学級分に減じる。ただし、この基準の適用に当たっては、学科等の特殊性に十分配慮する。入学定員を1学級分に減じた年度の2年後に分校とする。 ・分校については、原則として募集停止とする。ただし、募集停止に当たっては、交通事情等の地域の実情、学科等の特殊性、志願状況等に十分配慮する。 ・1学年当たり1学級規模で、かつキャンパス制※を導入している学校については、入学者数が入学定員の2分の1に満たない場合は募集停止について検討し、満たない年度が2回になった場合は、翌年度から募集停止とする。 ※キャンパス制・1学年1～3学級規模の高校が、将来の統合を視野に、近隣の高校と連携交流する本県独自の制度。1学級規模の学校（分校）には原則導入。2～3学級規模の学校への導入は地区ごとの検討委員会等の検討を踏まえる。

都道府県	適正規模の基準 (全日制)	募集停止の基準等 (全日制)	
		有無	基準等の内容
福島県	1学年4～8学級	○	<ul style="list-style-type: none"> 隣接校の統合の基準 同一町内にある2校、又は同一市内にあり統合が可能と考えられる2校については、1学年の学級数が2校合わせて6～8学級になる場合に統合する。 また、生徒減少の状況によっては、隣接する市町村にある2校についても統合を検討する。 校舎方式による統合の基準 隣接する市町村にある1学年2学級規模の2校については、いずれかの学校において3年続けて、又は双方の学校において同時に2年続けて、入学者数が募集定員の2分の1以下である場合、その翌年度から統合し、それぞれの学校を校舎とする。 小規模校の分校化の基準 1学年2学級規模の本校において、入学者数が募集定員の2分の1以下の状態が3年続いた場合、その翌年度から分校とする。 分校の募集停止の基準 1学年1学級規模の分校において、入学者数が募集定員の2分の1以下の状態が3年続いた場合、その地域の進学を希望する生徒にとって通学可能な高等学校が他にあることなどを条件に、原則として生徒の募集を停止する。
茨城県	1学年4～8学級 (160～320人)	△	<p>適正規模の維持が見込まれない学校については、統合を検討するものとする。 ※(参考)適正規模未満校であって、統合の実施を留保した学校(留保校)については、別途取り扱いを下記のように定めている。 「留保校の取扱い」 ア 留保校においては、募集定員から入学者数を引いた数が2年連続して40名以上となった場合、原則として翌年度の募集を停止し統合するものとする。ただし、複数の学科及び普通科のコースを設置する学校については、学科等の配置バランスを勘案して判断する。 イ 県北山間部の過疎地域の留保校においては、2学級で生徒募集をする場合もあるものとする。その際、募集定員から入学者数を引いた数が、2年連続して40名以上となった場合、原則として翌年度の生徒募集を停止し統合するものとする。分校化し、1学級募集も検討する場合もある。</p>
栃木県	1学年4～8学級	△	適正規模未満(4学級未満)の学校、並びに将来適正規模の維持が困難となることが見込まれる学校や、適正規模であっても統合により教育内容の一層の充実と活性化が期待できる学校は、統合を検討。
群馬県	1学年4～8学級	△	適正規模に満たない学校については、特色ある学校づくりの推進状況や生徒の通学状況、中学生の進路希望などに加え、地域のニーズ等を踏まえながら統合を検討します。
埼玉県	【普通科高校】 1学年6～8学級 【専門高校】 1学年6学級 【総合学科高校】 1学年6～8学級	△	再編整備を検討する条件 (1) 生徒募集が困難な状況であり、かつ、将来もその傾向が続くと見込まれ、活力ある効果的な教育が行える適正な学校規模を維持することが困難であると判断されること。 (2) 近隣に同様の教育内容を持つ学校・学科が存在し、活性化・特色化を図る必要があること。 (3) 特色ある学校については、入学を希望する生徒がどの地域からでも通学できるよう、全県的な視野からの配置が必要であること。 (4) 社会の変化に対応した新たな学科を設置することにより、特色化を図る必要があること。 (5) 敷地・施設状況を改善する上で制約があるなどの理由から、より望ましい教育環境を整備する必要があること。 (6) その他、本推進計画にある教育内容を、積極的に実現することができると思われること。
千葉県	・都市部で1学年6～8学級 ・郡部で1学年4～8学級	△	<ul style="list-style-type: none"> 多くの友人・教師との触れ合いやお互いの切磋琢磨の機会を確保し、教育課程の柔軟な編成や活力ある教育活動が展開できるよう、学校の規模・配置の適正化を進めます。 1校当たりの適正規模を、原則都市部で1学年6～8学級、郡部で1学年4～8学級とし、適正規模に満たない学校は統合の対象として検討しますが、学校・地域の状況等により統合しない場合もあります。 中学校卒業生数が引き続き減少する地域では、活力ある教育活動を維持するため、適正規模の観点から、5～6組程度の統合を見込んでいますが、学校の適正な配置に当たっては、地域における学校の在り方などについて、生徒や保護者のニーズを踏まえるとともに、私立学校関係者を含めた地域協議会などを設け、地域関係者からも意見を聴きながら、検討を進めます。
新潟県	1学年4～8学級	—	—
富山県	・1学年5～6学級(200から240人)を基本 ・1学年4～8学級(160から320人)の規模の学校を配置することが望ましい。	—	—

都道府県	適正規模の基準 (全日制)	募集停止の基準等(全日制)	
		有無	基準等の内容
石川県	1学年4～8学級程度	△	次の①又は②に該当する全日制高等学校は、統合等の対象として検討する。ただし、全県的な視野から、格別特色ある教育活動の展開が期待できる要因があるなど、特別の事情がある場合はこの限りではない。 ① 1学年2学級の学校で、将来にわたって、学級増が見込まれない場合 ② 1学年3学級の学校で、将来にわたって、定員未充足が見込まれる場合
福井県	1学年4～8学級	—	—
山梨県	1学年6学級を中心に4～8学級	△	1) 適正規模に満たない学校及び本構想期間内に適正規模を下回ることが見込まれる学校を再編整備の対象校とします。 2) 適正規模に満たない場合においても、生徒の通学実態、地域の実情等から再編整備が困難なときは、対象校から除外します。 ただし、1学年2学級を割るような場合は再編整備の対象校とします。
長野県	1学年6学級を標準とし、2～8学級の間で設定	○	【下限規模2学級を下回る場合】 以下のⅠまたはⅡの状態が2年連続した場合、①地域キャンパス化(分校化)、②他校との統合(新たな高校をつくる)、③募集停止、のいずれかとする。 Ⅰ 全校生徒数が120人以下の場合 Ⅱ 全校生徒数が160人以下で、かつ卒業者の半数以上が当該高校へ入学している中学校がない場合 【より小規模になった場合】 2年連続して、全校生徒数が60人以下の場合は、募集停止を検討する。 ただし、卒業者の半数以上が当該高校へ入学している中学校があるときは慎重に扱う。
静岡県	1学年6～8学級	△	全日制課程の配置については、充実した教育を実施するには一定の学校規模が必要であること等から、1学年4学級以下になるような生徒数の少なくなる学校、当該学区又は地区の産業従業者数等に見合った規模になっていない学校等を対象に再編整備を検討する。1学年4学級以下の高等学校についても、次のような観点から弾力的な対応を行うことができるものとする。 ・通学の利便性や経済的負担等の問題もあることから、すべての県民に、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を保障するため、過疎地域であること等の当該高等学校が置かれている地域の実情に配慮すること。 ・県内唯一の学科であること等の設置学科の特質に配慮すること。 ・高等学校が地域の生涯学習の拠点として、教育・文化のセンター的役割を果たしていることもあることから、都市部だけに集中することなく、地域ごとに高等学校が適正に配置されるよう配慮すること。
兵庫県	普通科6～8学級、総合学科4学級以上、職業を主とする学科3学級以上	○	1学年2学級以下の小規模校及び分校について ア 小規模校であることを活かした教育を行う特色ある学校として必要な場合には、1学年2学級以下の小規模校として存続する。 イ すべての学年が1学級となった学校は、地域と連携してその活性化方策を研究するとともに、地域の過疎化や中学校の進路指導への影響にも配慮し、連携型中高一貫教育校など特色ある学校として存続するか、近隣校と統合するかを検討する。 ウ すべての学年が1学級となった学校において、入学者が生徒定員の2分の1に満たない状態が3年間続き、その後も生徒数の増加が見込めないときには、原則として募集を停止する。 エ 現在、設置している分校については、小規模校として存続する必要性、学区内の生徒数の推移や本校及び近接校と分校との学級数のバランスを考慮した上で、その在り方を検討する。
和歌山県	1学年4～8学級	△	・1学年3学級以下となっている高等学校で、今後入学者数が適正規模の下限である1学年4学級の募集定員の3分の2を維持することが見込めない高等学校は、地域の実情等を踏まえながら、統合を進める。 ・将来適正規模の維持が困難となることが見込まれる学校、適正規模であっても統合により教育内容の一層の充実と活性化が期待できる学校の場合も統合の必要性を検討する。
鳥取県	1学年4～8学級(地域の状況に応じて1学年3学級未満も検討)	—	—

都道府県	適正規模の基準 (全日制)	募集停止の基準等 (全日制)	
		有無	基準等の内容
島根県	1学年4～8学級	△	<ul style="list-style-type: none"> ・普通科を設置する1学年2学級の高校については、入学者数が入学定員の5分の3を2年連続下回ることが見込まれる場合には、引き続き存続させるか、近隣の高校と統合するかを適当な時期に検討する。その際には、高校教育の機会均等や中山間地域の振興の観点から、1学年1学級本校としての存続のあり方をあわせて検討していく。 ・専門高校又は総合学科を設置する高校が1学年2学級となったり、2学級となることが見込まれる場合には、原則として、近隣の高校と支障のない形での統合を検討する。 ・全日制課程分校又は1学年1学級本校において、在籍生徒数が収容定員の5分の3に満たず、しかも、将来にわたって生徒数が増加する見通しが立たないと見込まれる場合には、原則として生徒募集を停止するか、近隣の高校へ統合するかを適当な時期に検討する。ただし、今後、高校の再編成を進めていくに際し、必要な場合には、これらの学校がこの基準に該当しない場合であっても、統合を検討していく。 ・なお、これらの統廃合基準の適用にあたり、中山間地域の分校や1学年2学級以内の普通高校については、収容定員又は入学定員の設定を1学級当たり35人とみなすこととする。
広島県	1学年4～8学級	△	<ul style="list-style-type: none"> ①1学年1学級規模の学校 当該学校の在籍状況（入学率など）、地元中学校の進学状況（地元率など）等を勘案しつつ、統廃合を進める。 ②1学年2学級又は3学級規模の学校 今後の生徒数の推移等を見ながら、近隣校との統合を検討する。 ただし、近隣に高等学校がない場合にあつては、1学年1学級規模となった段階で、前期①により取り扱う。 ③1学年4学級規模以上の学校 1学年4学級規模以上の学校であっても、交通の利便性が高い地域等においては近隣校との統廃合を検討する。
山口県	1学年4～8学級	△	<ul style="list-style-type: none"> ・望ましい学校規模の確保を目指した再編統合 1学年4～8学級の望ましい学校規模の確保を目指して、1学年3学級以下の小規模校（今後、3学級規模になる学校を含む）の再編統合を検討。その際、学校の近接性や学習内容等を考慮しながら、小規模校同士だけでなく、小規模校と4学級以上の学校との再編統合についても検討。 ・1学年2学級規模の学校の再編整備 1学年2学級の学校について、生徒の通学の実態等から、望ましい学校規模の確保を目指した再編統合が困難な場合、再編後の最小規模を1学年2学級として、その確保が見込まれる場合には本校として維持運営することを検討。また、最小規模の確保が見込まれない場合には、分校化することを検討。
徳島県	1学年4～8学級 (1学級40名) ※最低規模は定員が240名を下らないものとする。	○	<p>本校の入学者が1学年80名を2年連続して維持できない場合は、統合を検討する。 分校については、入学者が1学年30名を2年連続して維持できなく、その後も生徒数の増加が見込めない場合は、原則として翌年から募集を停止する。</p>
香川県	1学年5～8学級程度	—	—
愛媛県	1学年4～8学級	△	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模校の定員引き下げ 入学者が60人以下の状況が2年続き、その後も増える見込みがない場合は、1学科2学級の学校は1学級の定員を30人、2学科2学級の学校は1学科の定員を30人とし、1学年の定員を60人とした上で、本校として存続させる。 ・小規模校の分校化 1学年の入学者が40人以下の状況が2年続き、その後も増える見込みがない場合は分校化を行う。 なお、定員については、1学科2学級、2学科2学級の学校ともに、1学年の定員60人を維持する。 ・分校の募集停止 1学年の入学者が30人以下の状況が2年続き、その後も増える見込みがない場合は募集停止を行う。 （特例）通学環境を考慮し、弓削高等学校及び松山北高等学校中島分校については、入学者が20人未満の状況が2～3年続き、その後も増える見込みがない場合は募集停止を行うという旧基準を適用する。 ・同一地域内における統合等 同一市町又は隣接する市町に同一学科を設置する学校が複数存在し、統合により教育水準の維持や教育効果が向上すると認められる場合は、本校の統合等を検討する。
高知県	1学年4～8学級	△	<p>最低規模の基準（全日制の課程） 本校 1学年2学級 分校 1学年1学級20人 最低規模の基準の適用 ・地元中学校の卒業生数、地元からの進学者数を重視する。 ・生徒数の実績だけでなく、将来の見通しも考慮しながら統廃合を検討する。</p>

都道府県	適正規模の基準 (全日制)	募集停止の基準等 (全日制)	
		有無	基準等の内容
長崎県	1学年4～8学級 (160人～320人)	○	① 1学年3学級以下の学校において、2年続けて、5月1日現在の第一学年の在籍者が募集定員の3分の2未満の場合、原則として統廃合(募集停止も含む)を検討する。 ② ①において、一島一高等学校に準じる通学上の不便さを抱える地域の高等学校については、一定の要件を満たす場合は、特例として連携型中高一貫教育、又はキャンパス校の導入を検討する。
熊本県	1学年4～8学級	○	(ア) 整備協報告で1学年4学級程度と考えられた県立高校適正規模の下限の目安を念頭に、中学卒業生数の動向、地理的条件・交通条件、生徒や地域のニーズ及び当該校の伝統・特色、並びに各種学科及び総合学科、総合選択制、中高一貫教育等の「新しいタイプの学校」の適正配置等を考慮し、おおむね10年先を見通して、複数の学校の統廃合も含めた再編整備を進める。 (イ) 平成16年11月に整備協及び教育委員会で実施した生徒・保護者アンケートでは、許容通学時間を1時間以内とする回答が全体の8割から9割を占めており、地理的条件・交通条件を考慮するに当たってはこのようなことにも留意する。 (ウ) (ア)の考え方に沿って再編整備を進めることを基本とするが、再編整備を進める過程で、第1期整備協報告(平成11年12月)に記された「分校化又は統廃合の基準」に該当した場合はこれを適用する。 【第1期整備協報告書抜粋】 分校化又は統廃合の基準については次のようにする。 (ア) 次の基準を満たし、かつ今後も入学者の増加が見込まれない1学年2学級の学校にあっては、原則として分校化又は統廃合を行う。 ：入学者が、3年連続して1学級分以下の場合 (イ) 次の基準を満たし、かつ今後も入学者の増加が見込まれない1学年1学級の学校にあっては、原則として統廃合を行う。 ：入学者が、3年連続して収容定員の2分の1未満の場合
大分県	1学年6～8学級 ※但し、生徒や地域の実情及び学校・学科の設置状況により、4～5学級も止むを得ない。	○	1学年1学級の分校及び1学年2学級の学校について、2年連続して在籍生徒数が総入学定員の3分の2未満(66.7%未満)
宮崎県	1学年4～8学級 ※1学級の定員は国の基準に準ずる。	△	(ア) 1学年9学級以上の高等学校については、他の高等学校との調和を図りながら、漸次適正規模への改善を検討します。 (イ) 1学年4学級以下の高等学校については、さらに1学級の削減を行うことが予測される場合に統廃合を検討します。 ただし、これは一律に適用されるものではなく、高等学校の所在地や学校種、生徒・保護者・地域のニーズ等に適切に配慮するものとします。
沖縄県	1学年4～8学級 ※県立高等学校編成整備計画に明記	○	・一学級以上の定員の過半数割れが2年連続して生じた場合は、3年目からその学級を減じ、これに係る募集を停止する。 ・収容定員が240人を満たさないことが見込まれる学校は、地域の実情を十分考慮し、分校化又は近隣学校との総合を検討する。 ・小規模の学校は、将来にわたって生徒数が増加する見通しが立たないと見込まれる場合は、複数の学校間での再編統合も検討する。